

# 宇和島市特定事業主行動計画

平成 1 8 年 7 月  
宇 和 島 市 長  
宇 和 島 市 議 会 議 長  
宇 和 島 市 教 育 委 員 会  
宇 和 島 市 農 業 委 員 会  
宇 和 島 市 監 査 委 員  
宇 和 島 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、いきいきと意欲的に職務に取り組むとともに、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を推進するため、本行動計画を策定するものである。

## 2 計画期間

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間については、各特定事業主の実情に応じて設定することができるものの、平成17年度から平成26年度の10年間のうち、平成18年度から平成21年度までのおおむね4年間を1期とし、3年ごとに見直すこととする。

## 3 実施体制

### (1) 対象者

市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局の職員を対象とする。

### (2) 推進・フォロー体制

次世代育成支援対策を円滑に推進するため、「宇和島市特定事業主行動計画策定・実施委員会」を設置する。

### (3) その他

次世代育成支援対策及び本行動計画の内容等の周知を図るため、研修会や庁内LANによる情報提供を行う。

また、仕事と子育ての両立等についての相談窓口を設置する。

## 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 既存の各制度の周知

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている制度及び出産費用の給付等の経済的支援制度についての周知徹底を図る。

(実施時期：平成18年度から)

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子どもの出生時における父親の休暇の取得を1日以上は取得できるよう努力する。

(目標取得率100%とする。実施時期：平成18年度から)

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

各職場において、育児休業等を取得しやすい職場の雰囲気づくりを醸成する。特に男性職員の育児休業等の取得促進に努めるものとする。

(実施時期：平成18年度から)

#### (4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業者に対して、職場の状況や育児の状況等について相互の連絡調整を行うなど、職場復帰時にスムーズに業務が行えるよう支援に努める。

(実施時期：平成18年度から)

#### (5) 育児休業等に伴う臨時的任用制度等の活用

育児休業、産前産後休暇中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度等の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期：平成18年度から)

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、

男性 10%

女性 100%

とする。

(目標達成年度：平成21年度)

(6) 時間外勤務の縮減 (実施時期：平成18年度から)

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度の周知徹底を図る。

時間外勤務の特に多い職場の所属長は、その改善に向けた取組を人事担当課等と協調して行う。

事務の簡素合理化の推進に努める。

時間外勤務の縮減のために、職員の意識改革に努める。

時間外勤務の多い職員に対する健康相談の実施等健康面における配慮を充実させる。

以上のような取組を通じて、各職員の1年間の時間外勤務時間数については、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

(目標達成年度：平成21年度)

#### (7) 休暇の取得の促進

##### 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得について職員各自で目標を設定し、その確実な実行を図る。

(実施時期：平成18年度から)

##### 連続休暇等の取得の促進

夏季(7～9月)等における連続休暇、学校行事や自治会行事への参加等のための年次有給休暇等の取得の促進を図る。

(実施時期：平成18年度から)

以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする。

(目標達成年度：平成21年度)

##### 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい雰囲気醸成に努める。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期：平成18年度から)

(2) 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期：平成18年度から)

(3) 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期：平成18年度から)